

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

【社債管理者を設置する場合】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第26回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付））】

銘柄	株式会社三井住友銀行 第26回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金150,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金150,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	1 平成23年11月3日から平成28年11月10日まで 年1.08% 2 平成28年11月10日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄1(1)の規定に基づき定められる5年物円スワップのオフワード・レートに0.56%を加え、 小数点以下第3位を切り上げた利率とする。
利払日	毎年5月10日及び11月10日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。))までこれをつけ、平成24年5月10日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月10日及び11月10日に各その日までの前半か年分を支払う。 平成28年11月10日の翌日以降の支払期日に支払うべき利息に係る利率として使用する5年物円スワップのオフワード・レートは、平成28年11月10日の2営業日前(以下「利率基準日」という。)の午前10時(東京時間)にロイター58376頁(東京市場における円スワップのオフワード・レートを表示するロイターの58376頁またはその承継頁をいう。以下同じ。)に表示されている5年物円スワップのオフワード・レートとする。

	<p>利率基準日の午前10時（東京時間）に、ロイター58376頁に5年物円スワップのオフワード・レートが表示されていない場合もしくはロイター58376頁が利用不能となった場合には、利率基準日に当行は本号 に定めるマーケット・メーカーに対し、利率基準日の午前10時（東京時間）現在提示可能であった5年物円スワップのオフワード・レート（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。</p> <p>提示レートが4つ以上のマーケット・メーカーから提示された場合には、その最も高い値と最も低い値をそれぞれ一つずつ除き、残りの提示レートによる算術平均値（小数点以下第5位を四捨五入する。本項において以下同じ。）を本号 に定める5年物円スワップのオフワード・レートとする。</p> <p>提示レートが2つあるいは3つのマーケット・メーカーから提示された場合には、それらの算術平均値を本号 に定める5年物円スワップのオフワード・レートとする。</p> <p>提示レートが2つに満たなかった場合には、当行は本号 に定めるスワップ・ブローカーに提示レートの提示を求め、これらと合わせた提示レートの算術平均値を本号 に定める5年物円スワップのオフワード・レートとする。ただし、マーケット・メーカーとスワップ・ブローカーを合わせて提示レートが2つに満たなかった場合には、当行は、当該利率基準日の直前の営業日の午前10時（東京時間）にロイター58376頁に表示されていた5年物円スワップのオフワード・レートを本号 に定める5年物円スワップのオフワード・レートとする。</p> <p>マーケット・メーカーとは、当該利率基準日にロイター17143頁またはその承継頁に東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R.）として表示されるスワップ・レートを提示する金融機関とする。</p> <p>スワップ・ブローカーとは、東短キャピタルマーケット株式会社及び山根タレットプレボン株式会社の主たる店舗をいう。</p> <p>当行は社債管理者に本号 及び に定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率基準日に当該利率を確認する。</p> <p>当行及び社債管理者は、平成28年11月10日の翌日から5営業日以内に、上記により決定された本社債の利率をそれぞれその本店においてその営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる時は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年11月10日

償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は平成33年11月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得た上で、平成28年11月10日に、額面100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還期日前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)10に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、電子公告の方法により通知する場合は、期限前償還期日前の25日以上60日以内に開始し期限前償還期日まで行うものとする。</p> <p>(4) 償還期日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。)が東京における銀行休業日にあたる時は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得た上で、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年10月17日から平成23年11月1日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年11月2日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当行はR&IからAの信用格付を平成23年10月14日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。

R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからA+の信用格付を平成23年10月14日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)4(1)乃至に準じて行われる場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)4(1)乃至の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても本社債に優先する債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「本社債に優先する債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)4に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。
- (4) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)乃至に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)4(1)の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当行は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の処分(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、社債管理者にこれを通知するものとする。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。
- (2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類または半期報告書の写しを当該事業年度または当該期間経過後3か月以内に社債管理者に提出する。なお、当行が半期報告書に代えて四半期報告書を作成する場合は、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、半期報告書もしくは四半期報告書、臨時報告書ならびに訂正報告書等(添付書類を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

6 社債管理者に対する通知

- (1) 当行は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知するものとする。
当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
組織変更、合併もしくは会社分割をしようとするとき、または株式交換もしくは株式移転をしようとするとき。
- (2) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当行は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知するものとする。

7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

- 8 社債管理者の辞任
社債管理者は、本社債権者と社債管理者の間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- 9 社債管理者の請求による調査権限
 - (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当行ならびに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
 - (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当行ならびに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、これに協力するものとする。
- 10 公告の方法
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。
- 11 社債権者集会
 - (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当行または社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本同種社債総額（償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 12 発行代理人及び支払代理人
別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、住友信託銀行株式会社がこれを取扱う。
- 13 元利金の支払
本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第27回無担保社債（劣後特約付））】

銘柄	株式会社三井住友銀行第27回無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金40,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金40,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.56%
利払日	毎年5月10日及び11月10日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成24年5月10日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月10日及び11月10日に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる時は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年11月10日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は平成33年11月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたる時は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得た上で、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)13 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年10月17日から平成23年11月1日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年11月2日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当行はR&IからAの信用格付を平成23年10月14日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからA+の信用格付を平成23年10月14日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR: 電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)4(1)乃至に準じて行われる場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)4(1)乃至の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても本社債に優先する債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「本社債に優先する債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4(1)を除き本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)4(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)4に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。
- (4) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)乃至に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)4(1)の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当行は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の処分(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、社債管理者にこれを通知するものとする。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。

- (2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類または半期報告書の写しを当該事業年度または当該期間経過後3か月以内に社債管理者に提出する。なお、当行が半期報告書に代えて四半期報告書を作成する場合は、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
 - (3) 当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、半期報告書もしくは四半期報告書、臨時報告書ならびに訂正報告書等（添付書類を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。
- 6 社債管理者に対する通知
- (1) 当行は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知するものとする。
 - 当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
 - 事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
 - 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
 - 組織変更、合併もしくは会社分割をしようとするとき、または株式交換もしくは株式移転をしようとするとき。
 - (2) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当行は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知するものとする。
- 7 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
- 8 社債管理者の辞任
- 社債管理者は、本社債権者と社債管理者の間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- 9 社債管理者の請求による調査権限
- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当行ならびに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
 - (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当行ならびに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、これに協力するものとする。
- 10 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。
- 11 社債権者集会
- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当行または社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本同種社債総額（償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 12 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、住友信託銀行株式会社がこれを取扱う。
- 13 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。